議　　長　日程第17「報告第３号令和７年度松田町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について」を議題といたします。

本件は報告事件でありますので、担当課長の報告を求めます。

政策推進課長　それでは報告第３号令和７年度松田町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について、地方自治法施行令第150条第３項の規定により歳出予算の経費の金額のうち年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出を終えられなかったものについて、これを翌年度に繰り越したときは、翌年度の５月31日までに、繰越計算書を調製し、次の会議において、これを議会に報告しなければならないとされているため、本定例会において報告をさせていただくものでございます。

１枚おめくりいただき、令和７年度松田町一般会計事故繰越し繰越計算書について件数は１件となります。

款教育費、項社会教育費、事業名、施設管理経費（生涯学習センター設備改修工事）については、支出負担行為額233万2,000円、そのうち、支出済額０円で、翌年度へ233万2,000円の全額を繰り越すものです。

財源内訳は右欄記載のとおりとなります。

既収入特定財源は、教育施設整備基金からの繰入金となります。

高圧受電として電柱からの引込みを伴う工事で電力供給事業者との調整に時間を要し、かつ、施工を予定していた日程が雨天となったことで、施工ができず施工日程の再調整が必要となったことから、年度内の完了が困難となったため、繰り越したものでございます。

以上、報告とさせていただきます。

議　　長　担当課長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり ）

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり ）

質疑なしと認めます。

以上で報告を終わります。